

登記情報システムに係るプロジェクトの  
推進について  
(登記事項証明書添付省略に関する実施計画)

令和6年3月29日改定

デジタル庁

法務省

## 目次

第一章	登記事項証明書の添付省略に関する取組の経緯.....	1
第二章	国の行政機関における添付省略の取組.....	2
1.	実施計画に基づくこれまでの取組.....	2
2.	今後の取組.....	4
第三章	地方公共団体における添付省略の取組.....	4
1.	登記情報連携の先行的な実施に関する取組.....	4
(1)	これまでの取組.....	4
(2)	今後の取組.....	5
2.	全国的な利用拡大に向けた取組.....	6
(1)	これまでの取組.....	6
(2)	今後の取組.....	7
(3)	新たな情報連携機能を活用した取組.....	9

## 第一章 登記事項証明書の添付省略に関する取組の経緯

我が国においては、かねてより、行政機関等への各種手続の添付書類として商業・法人及び不動産の登記事項証明書を求めているものが数多くあり、これらの登記事項証明書の入手に係る費用・時間等が利用者の負担となってきた。

この問題に対処するため、法務省は、各種手続において登記事項証明書の添付省略を図るための取組として、「登記・法人設立等関係手続の簡素化・迅速化に向けたアクションプラン」（平成28年10月31日CIO連絡会議決定）及び「デジタル・ガバメント実行計画」（平成30年7月20日デジタル・ガバメント閣僚会議決定。令和2年12月25日改定）に基づき、商業・法人及び不動産の登記情報について、2020年（令和2年）10月に、国の行政機関との間の登記情報連携<sup>1</sup>の運用を開始した。

2021年（令和3年）9月のデジタル庁発足後、同年12月に、デジタル・ガバメント実行計画に代わり、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（同月24日閣議決定）が策定された。この重点計画において、登記事項証明書の添付省略は、法務省とデジタル庁が共同で進める登記情報システムに係るプロジェクトとして取り組むものとされ、具体的には、デジタル庁及び法務省は、利用者において行政機関等への各手続のための登記事項証明書の入手に係る費用・時間等が負担となっているという課題に対し、行政機関間の情報連携システムの活用により、利用者の各手続に係る負担を低減すべく、連携先である各行政機関のニーズを踏まえ、必要に応じて登記情報システムを改修するなどして利便性の向上を図ることとされている。

こうした中、地方公共団体の手続についても、地方分権改革に関する提案募集において、複数の地方公共団体から登記事項証明書の添付省略に関する要望が寄せられたことなどから、デジタル庁は、法務省の協力を得て、地方公共団体を含めた行政機関間の登記情報連携の仕組みの在り方について検討するため、2021年度（令和3年度）に、地方公共団体において登記事項証明書の提出を求めている各種手続の実態等に関する調査（以下「令和3年度実態調査」という。）を行った。

デジタル庁及び法務省は、令和3年度実態調査の結果を踏まえ、地方公共団体を含めた行政機関間の登記情報連携の仕組みの在り方について検討し、

---

<sup>1</sup> 法令に基づき申請等に添付することが規定されている登記事項証明書について、その添付を省略することを目的に、行政機関等が登記情報連携システムを利用して、商業・法人又は不動産の登記情報を取得すること。なお、本文中では、登記情報連携システムを利用して登記情報を取得する仕組みそのものを指して登記情報連携と記載している場合がある。

その結果として、2022年（令和4年）3月に、登記情報連携に係る課題及び今後取り組むべき内容を「登記事項証明書添付省略に関する実施計画」（以下「実施計画」という。）として取りまとめ、2022年度（令和4年度）以降、実施計画に基づき、登記事項証明書の添付省略を推進するための取組を行っている。

2023年度（令和5年度）の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2023年（令和5年）6月9日閣議決定）においては、添付書類の省略の実現に至っていない国の行政手続については、引き続き、法務省は、デジタル庁と連携し、各府省庁に対する登記情報連携の利用の促進に係る働きかけを継続することとされ、他方、地方公共団体については、2023年（令和5年）2月から開始された一部の地方公共団体を対象とした登記情報連携の先行運用を概念実証として活用するとともに、地方公共団体における登記情報連携の全国的な利用拡大に向け、拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析を2023年度（令和5年度）中に実施し、その結果に基づき、必要な措置について検討することとされている。

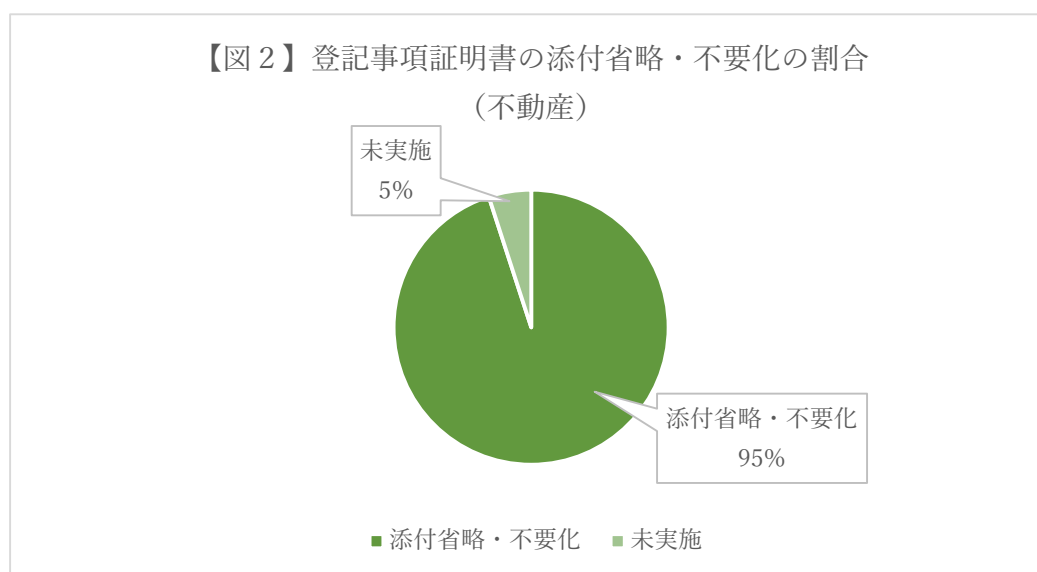
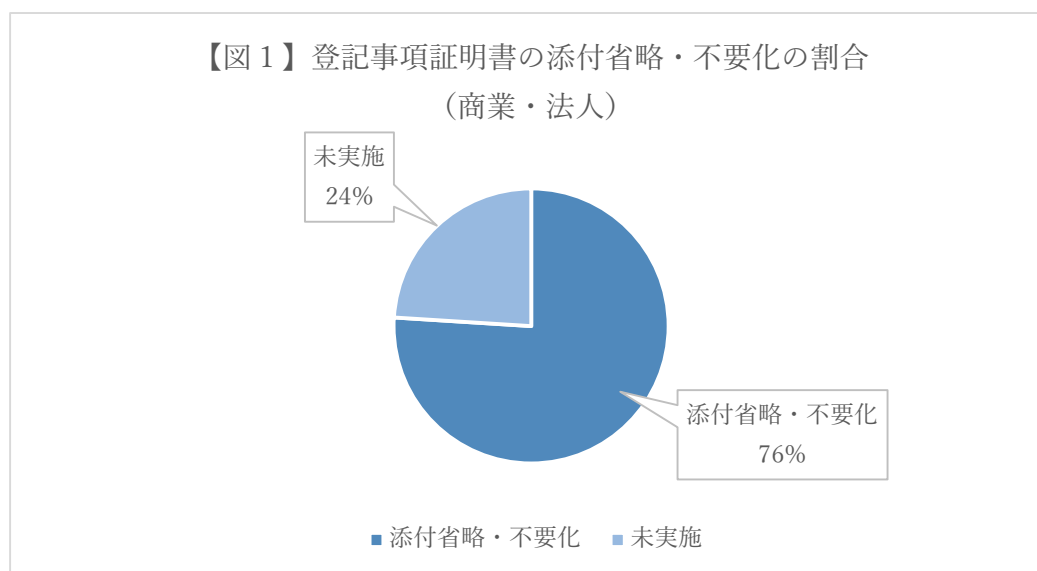
## 第二章 国の行政機関における添付省略の取組

### 1. 実施計画に基づくこれまでの取組

2020年（令和2年）3月31日時点では、登記事項証明書の添付を求めることとなっている法令に基づく国の行政手続のうち、登記事項証明書（商業・法人）について約1,700種類、登記事項証明書（不動産）について約240種類の手続において、添付書類の省略を実施予定又は実施可能とされていたところ、2020年（令和2年）10月に国の行政機関との間の登記情報連携の運用が開始された後、実際に登記情報連携の利用が開始されたのは、2021年（令和3年）10月末時点で、登記事項証明書（商業・法人）では824種類、登記事項証明書（不動産）では53種類の手続となっており、添付省略の実現に至っていない手続が多数存在していた。

このような状況を踏まえ、法務省は、2022年（令和4年）3月以降、デジタル庁と連携し、実施計画に基づき、登記事項証明書の添付を求めている手続のうち、申請件数が多い手続を所管する省庁を対象に登記事項証明書の添付省略に係る検討状況の確認を行い、更に添付省略の実施時期が未定の省庁については、手続の実態等に係るヒアリングを実施するなど、登記情報連携の利用促進のための働きかけを継続的に実施してきた。

その結果、2023年（令和5年）時点<sup>2</sup>で、登記事項証明書の添付を求めることとなっている法令に基づく国の行政手続のうち、登記事項証明書の添付省略又は不要化<sup>3</sup>を実施している手続の割合（申請件数ベース）は、登記事項証明書（商業・法人）で約76%、登記事項証明書（不動産）で約95%となった。



<sup>2</sup> 行政手続等の棚卸結果（令和3年度調査）及び2023年（令和5年）6月にデジタル庁が関係省庁に対して実施した登記事項証明書の添付省略の実施状況に関する調査の結果を踏まえ、集計を行ったもの。

<sup>3</sup> 不要化とは、例外的な条件により、書類を求める場合が併存しているものの、添付書類の必要性の精査や業務の見直しによって、特段の代替措置を講ずることなく、添付が不要となっている場合を指す。

## 2. 今後の取組

2024年（令和6年）10月には、自動車の変更登録に係る手続において登記情報連携の利用が開始される予定であり、また、2025年度（令和7年度）中には、自動車特定整備事業者の氏名等の変更届出及び自動車特定整備事業の譲渡の届出に係る手続において登記情報連携の利用が開始される予定である。

法務省は、引き続き、デジタル庁と連携し、添付省略の実現に至っていない国の行政手続について、登記情報連携の利用促進のための働きかけを行い、登記事項証明書の添付省略を推進する。

## 第三章 地方公共団体における添付省略の取組

### 1. 登記情報連携の先行的な実施に関する取組

#### (1) これまでの取組

令和3年度実態調査において、地方分権改革に関する提案募集において登記事項証明書の添付省略に関する提案<sup>4</sup>（追加共同提案を含む。）を行った22の地方公共団体<sup>5</sup>を対象に、登記事項証明書の添付を求めている各種手続の実態等についての標本調査（アンケート形式）を実施したところ、登記事項証明書の添付を求めている手続に係る年間の申請件数は、登記事項証明書（商業・法人）の場合、都道府県で平均30,318件、市で平均6,298件であり、登記事項証明書（不動産）の場合、都道府県で平均6,250件、市で平均2,356件であった。

---

<sup>4</sup> 【令和元年の地方分権改革に関する提案募集の管理番号 157】

提案事項：許認可事務における法人登記簿謄本（登記事項証明書）の省略

具体的な内容：法律や施行規則で法人登記簿謄本（登記事項証明書）の添付が求められているものについては、申請を受ける自治体側が内容を確認できれば、法人登記簿謄本（登記事項証明書）の添付を不要とし、内容確認の手段として自治体が登記情報提供サービスを利用する際には、登記手数料及び協会手数料の支払いに係る義務付けの廃止を求める。

【令和3年の地方分権改革に関する提案募集の管理番号 21】

提案事項：指定給水装置工事事業者の指定に関する手続の見直し

具体的な内容：指定給水装置工事事業者の指定に関する手続に当たり、登記事項証明書又は住民票の写しの書面提出によらずに、例えばマイナンバー制度における情報連携等により電子上での内容確認が可能となるよう、必要な措置を講じること。

<sup>5</sup> 北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、徳島県、福岡県の14都道府県、旭川市、ひたちなか市、桐生市、川崎市、新潟市、堺市、神戸市、広島市の8市

このように、上記の 22 の地方公共団体において、法令で登記事項証明書の添付を求めている手続が多く存在することが確認された結果、全国規模では、登記事項証明書の添付を求めている手続が相当数に上り、登記事項証明書の添付に伴う利用者の負担が生じていることが明らかになった。

そこで、デジタル庁及び法務省は、2022 年（令和 4 年）3 月の実施計画において、2022 年度（令和 4 年度）から、まずは複数の地方公共団体において、商業・法人及び不動産の登記情報について登記情報連携を先行的に実施することを定めた。

デジタル庁及び法務省は、実施計画に基づき、上記の 22 の地方公共団体の中から、区分（都道府県、政令指定都市、特別区、市町村（政令指定都市を除く。））や人口規模等を考慮し、広島市、東京都、和歌山県、ひたちなか市、川崎市（以下、併せて「先行 5 団体」という。）を選定し、2023 年（令和 5 年）2 月以降、順次、登記情報連携の利用を先行的に開始したところ、利用開始後の先行 5 団体へのヒアリング等を通じ、現在までに、先行 5 団体における登記情報連携の利用に関しては、以下の課題が明らかになっている。

#### 【課題】

- 登記情報連携の利用開始により登記事項証明書の添付を省略することが可能となった手続において、依然として、登記事項証明書が添付されてしまう例がある。
- 登記事項証明書の添付を求めている手続のうち、登記情報連携の利用が開始されていない手続が依然として多数存在する。

#### (2) 今後の取組

先行 5 団体における課題を踏まえ、今後、登記事項証明書の添付省略を更に推進するため、以下の対応を行うこととする。

##### ア. 登記事項証明書の添付を省略可能となった手続において登記事項証明書が添付されてしまうことへの対応

地方公共団体は、①登記情報連携の利用開始前に、利用者への十分な周知期間を確保するとともに、利用開始後も、登記事項証明書を添付した利用者に登記事項証明書の添付が不要であることを個別に案内するほか、研修による周知等の多様な周知方法を検討する。また、②各手続の実情に応じて、定期的に、対象手続における添付省略の実施状況を確認し、当該結果を基に、登記事項証明書が添付されてしまう原因を分析し、解決策を実施する。

なお、デジタル庁及び法務省は、必要に応じ、地方公共団体に対し、登記情報連携の利用状況等を確認し、①課題の解決に向けた支援（個々の課題解決への助言、課題解決の好事例の紹介等）を行うほか、②関係省庁と協力し、手続所管省庁による登記情報連携の利用促進のための働きかけや国の行政機関の窓口での添付省略の案内などの支援策を検討する。

- イ. 登記事項証明書の添付を求めている手続において、登記情報連携の利用が開始されないことへの対応

地方公共団体は、デジタル施策の担当部署において、登記情報連携の利用を開始していない手続について、①当該手続の所管部署（原課）に対し、各手続の実情に応じて、定期的に、登記情報連携の利用に向けた周知及び働きかけ（導入事例の紹介等）を行うとともに、②定期的に、原課の利用検討状況を確認し、登記情報連携を利用しない原因を分析し、解決策を実施する。

なお、デジタル庁及び法務省は、必要に応じ、地方公共団体に対し、登記情報連携の検討状況、（利用を開始した場合には）利用開始を決めた理由、（利用していない場合には）利用しない理由とその解決策の検討状況等を確認し、前記アと同様に、①課題の解決に向けた支援を行うほか、②関係省庁と協力して支援策を検討する。

2. 全国的な利用拡大に向けた取組

- (1) これまでの取組

令和3年度実態調査の結果、1つの地方公共団体においても数万単位の利用が想定されるなど、将来的に登記情報連携システムが利用され得る件数は相当数に上ることが確認され、全ての地方公共団体で登記情報連携を利用した場合には、現行の登記情報連携システムにおいて想定していた処理件数を上回り、その結果としてリソースが不足する可能性があることが明らかとなった。他方、令和3年度実態調査は、22というごく一部の地方公共団体における標本調査であり、その結果のみでは全国における将来的な利用件数の規模など、登記情報連携システムにおける精緻な性能設計に必要な情報が把握できない状況にあった。

そのため、デジタル庁及び法務省は、2022年（令和4年）3月の実施計画において、2023年度（令和5年度）までには全国的な利用拡大に当たって必要となるリソースに関する調査・分析を行うことを定め、2023年（令和5年）6月から10月にかけて、①地方公共団体の区分や人口規模



を考慮して選定した約 200 の地方公共団体<sup>6</sup>を対象に、登記事項証明書の確認が必要な手続に関するアンケート調査、②①の団体のうち約 20 の団体を対象に、登記事項証明書の添付省略に関する要望、課題等に関するヒアリング調査を実施した。

#### ア. アンケート調査の結果

アンケート調査では、組織別・月別・時間帯別等毎に、登記事項証明書の添付を求めている手続の申請件数・ピーク値を調査したところ、多数の団体から一定の回答が得られた一方で、地方公共団体側で申請件数等を把握していないなどの理由により、実態について回答が得られなかった手続も相当数存在した。このため、アンケート調査の結果は、そのままでは全国的な利用拡大に向けたシステム性能の設計に用いるのに必ずしも十分な粒度及び精度に達しておらず、デジタル庁及び法務省においては、今後、この調査結果を活用しつつ、更に、利用件数の規模についてより精緻な推計を行っていく必要がある。

#### イ. ヒアリング調査の結果

ヒアリング調査では、主として、以下のような実情、要望等が明らかとなった。

- 複数の地方公共団体において、住民や事業者といった利用者から、手続に際して「登記事項証明書を含む書類の準備が大変」などの相談を受けていることが明らかとなり、利用者からも添付書類の簡素化を求める声があることが確認された。
- 他方で、登記情報連携を利用して登記情報の検索、確認等を行うことにより、職員の業務負荷が増加するのではないかとといった不安の声が複数寄せられた。また、公用請求による登記事項証明書の取得（職員による登記情報取得）が必要な手続における登記情報連携の利用（添付省略とは異なる目的での登記情報連携の利用）に係る要望が多数寄せられた。

### (2) 今後の取組

#### ア. 基本的な方針

現在、地方公共団体では、先行 5 団体のみに限定して登記情報連携が利用されているにとどまるのに対し、2022 年（令和 4 年）3 月の実施計画策定の前後を通じ、地方分権改革に関する提案や個別の要望として、複数の地方公共団体からデジタル庁に対して登記事項証明書の添

---

<sup>6</sup> 具体的には、区分と人口規模を考慮し、47 の都道府県、20 の政令指定都市、23 の特別区、118 の市町村（人口規模 10 万人以上：50、5 万人～10 万人：47、1 万人～5 万人：11、1 万人未満：10）を選定し、標本調査を実施した。

付省略に関する要望が寄せられ、その団体の数は、現在までに、先行5団体を含めて合計で30を超えている。

こういった経過に鑑み、2024年度（令和6年度）以降、登記情報連携の利用対象団体を更に拡大することとする。

#### イ. 具体的な取組内容

そこで、デジタル庁及び法務省においては、これまでの調査で把握した登記事項証明書の添付省略に関する課題、懸念及び要望を踏まえ、全国的な利用拡大に向けて、①2023年（令和5年）の前記アンケート調査で把握した情報及び利用団体へのヒアリング調査から得られた情報を活用し、システムの性能設計を行うために必要な情報の更なる精緻化を行うとともに、②前記ヒアリング調査で複数の地方公共団体から寄せられた職員の業務負荷に係る不安を払拭するための方策について引き続き検討を行い、また、多数の要望が寄せられた公用請求による登記事項証明書の取得が必要な手続への対応について速やかに検討を進めることとする。

これらの検討を行いつつ、デジタル庁及び法務省は、③2024年度（令和6年度）も引き続き、現行の登記情報連携システムで対応可能な範囲内で、登記情報連携の利用対象団体の拡大を行うこととする。なお、この利用拡大は、先行5団体で出た課題や上記ヒアリング調査で把握した要望、懸念等を踏まえ、以下のとおり行うこととする。

##### （ア）対象手続

従来同様、法令により、登記事項証明書の添付を求めている手続を対象とする。

##### （イ）利用開始までの手順

###### ① 候補団体の選定

デジタル庁及び法務省は、地方分権改革に関する提案等において、過去にデジタル庁に対して登記事項証明書の添付省略に関する要望を出した地方公共団体を対象に、登記情報連携の利用希望調査を実施し、当該調査を基に、登記情報連携の利用見込み件数等を勘案し、候補団体を選定する。

###### ② 説明会の実施、対象団体の決定等

デジタル庁及び法務省は、候補団体に対して、個別に説明会を実施し、資料を用いて利用開始手順の詳細や先行事例等を説明する。その上で、候補団体に対し、利用意思があること及び以下の対応が可能であることを確認した上で、対象団体を決定する。

- 2024 年度（令和 6 年度）中に登記情報連携の利用を開始すること。
- 登記情報連携の利用申請を行う全ての手続において登記情報連携の利用を開始すること。
- 利用を開始した手続について、定期的に、手続ごとの利用件数及び登記事項証明書が添付された件数等を把握し、登記事項証明書の添付が続く場合は解決策を講じること。
- 必要に応じて、デジタル庁及び法務省のヒアリングや調査に応じること。

### ③ 作業計画の策定

対象団体は、作業計画（利用する手続、利用見込み件数、利用開始スケジュール並びに利用者への周知期間・内容等）を策定する。

### ④ 利用開始に向けた準備

対象団体は、作業計画に基づき、利用開始に向けて必要な準備を行った上で、法務省に登記情報連携の利用申請を行う。また、登記情報連携を利用予定の手続において登記事項証明書の添付が不要となることを利用者に周知する。

## (ウ) 利用開始後の対応

利用開始後、対象団体は、各手続の実情に応じて、定期的に、対象手続における添付省略の状況を確認し、登記情報連携の利用を開始した手続においてなお登記事項証明書が添付されてしまう事例がある場合には、その原因を分析して解決策を実施する。

なお、デジタル庁及び法務省は、①必要に応じて、対象団体に利用状況等を確認し、各種の支援（個々の課題解決の助言、他の団体の好事例の紹介等）を実施するほか、②関係省庁と協力し、手続所管省庁による登記情報連携の利用促進のための働きかけや国の行政機関の窓口での添付省略の案内などの支援策を検討する。

## (3) 新たな情報連携機能を活用した取組

デジタル庁は、法務省と連携し、登記情報を公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）として整備するとともに、当該公的基礎情報データベースの利用を促進するための改善を行うこととし、そのための検討を進めている。

こうした検討の中、2023 年（令和 5 年）11 月 22 日開催のデジタル関係制度改革検討会（第 1 回）において、新たな情報連携機能を構築し、2025

年度（令和7年度）以降、新たな情報連携機能を活用した申請・届出時における登記事項証明書の添付省略を順次拡大する方針を示した<sup>7</sup>。

2025年度（令和7年度）以降、デジタル庁は、法務省と連携し、現行の登記情報連携とは異なる新たな情報連携機能の仕組みの中で、当該公的基礎情報データベースを整備・改善していくことを通じて登記事項証明書の添付省略を推進していくことを予定している。

---

<sup>7</sup> デジタル庁 web サイト デジタル関係制度改革検討会（第1回） 資料3 「ベース・レジストリの整備及びその利用を促進するための改善について」  
[https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/4502f325-1144-466d-847c-72ec3890645e/1ff4d613/20240221\\_meeting\\_digital-system-reform\\_outline\\_01.pdf](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/4502f325-1144-466d-847c-72ec3890645e/1ff4d613/20240221_meeting_digital-system-reform_outline_01.pdf)